

質 問 回 答 書

回答日：令和 8 年 6 月 19 日

公告日	令和 8 年 6 月 4 日
件 名	令和 8 から 10 年度 辰野町都市計画マスタープラン改定及び辰野町立地適正化計画策定業務委託
質問⇒回答	Q1：仕様書 P5 （３）課題の整理について 「後述 2．住民意向の把握の結果から立地適正化計画策定に関わる町の課題を抽出する」とあります。後述 2 では、住民説明会の開催支援は令和 10 年度下半期に予定となっています。一般的には、業務初年度に住民意向を把握のうえ課題を抽出・整理しますが、町側として、初年度において課題抽出に向けた住民意向の把握の必要性や方法などのお考えはあるのでしょうか。 →A1： ご認識のとおり、仕様書 P5（３）課題の整理について「後述 2．住民意向の把握の結果から立地適正化計画策定に関わる町の課題を抽出する。」としております。そのため、業務初年度から住民意向把握は必要と考えておりますが、提案者ご提案の工程によります。 また、ご質問の「(1) 住民説明会の開催支援」については、令和 10 年度下半期に予定としておりますが、これは令和 10 年下半期に実施することを必須としているためであり、それ以前（初年度等）から実施することを妨げるものではありません。ご提案の中で判断したいと考えています。 次に、手法等については、仕様書 P 5 「2. 住民意向把握（４）町民参画、計画への理解・周知」記述のとおり提案者からのご提案をいただき判断したいと考えます。なお、町として想定している住民意向把握の例としては、以下のようなものがあるのではないかと考えています。 ・アンケート調査の実施（オンライン・紙媒体等、手法は問いません） ・町を含め各種団体が過去に実施した類似アンケート調査結果の分析 ・必要に応じた 関係団体等へのヒアリング的な意見把握 等々 これらはあくまで一例であり、初年度における住民意向把握の必要性や具体的な方法については、提案内容を踏まえて柔軟に検討する方針です。

Q2: 実施要領 p7、10(2)に、「提案書は下表に示す目次に従い、仕様書を参考として作成すること。」とありますが、記載の順序は目次通りではなく、提案内容に応じて前後しても良いでしょうか。

→A2:

記載の順序は要領のとおりとします。ただし、提案説明を行うにあたり前後した方がより分かりやすく提案できる等町、提案者双方に利点がある場合は変更を可としますが、審査の公平性および内容確認の容易性の観点から、各項目が明確に判別できるよう、見出し、補足等により整理した形で記載してください。

Q3: 庁内会議の規模（役職・人数等）の想定はございますか。また策定委員会は学識経験者の参加の想定はございますか。

→A3:

本業務における庁内会議の規模については、現時点で役職・人数等を固定的に定めているもの想定しているものではありません。計画策定の進捗や検討内容に応じて、関係課を中心に必要な職員が参加する形で調整する予定です。

策定委員会の構成について、現時点で町として特定の学識経験者をあらかじめ想定はしていません。計画の専門性や客観性の確保の観点から、学識経験者等の外部有識者の参画は有効であると考えておりますが、その選定については提案者のご提案を踏まえて検討したいと考えております。したがって、学識経験者の選定については、提案者において適任者をご提案いただくこともあり得るとし、町としてはその内容を確認のうえ、必要に応じて調整を行う方針です。

いずれも、提案者のご提案を踏まえ、町として最適な体制を柔軟に検討する方針です。

Q4: 仕様書 p4 三章「1.都市の現状把握」について、借用可能な資料（例：都市計画基礎調査等）はございますか。また、データ形式についてご教示ください。（shp ファイル形式等）

→A1:

都市計画基礎調査（shp・pdf・Word・Excel ファイル）

都市計画基本図（DM データ）

その他必要に応じて提供します。また、建設水道課管理以外のデータ等についても協議により提供できるものとします。

Q5：都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要版のページ数の想定はございますか。

→**A5**：

A4 版で最大 8 ページ以内を想定しています。